

## 運輸安全委員会は、令和5年9月28日(木)、58件の船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

区分	事故:重大1、重大・軽微以外29、軽微28 計58件	インシデント:重大0、重大・軽微以外1、軽微12 計13件
事故等種類(件)	衝突16、乗揚11、死傷等8、転覆8、衝突(単)6、 火災6、施設等損傷2、浸水1 計58件	運航不能12(機関故障5、燃料供給不能3、絡網2、 絡索1、舵故障1)、座洲1 計13件
関係船舶(隻)	プレジャーボート25、漁船19、貨物船9、遊漁船5、旅客船4、 公用船4、タンカー3、水上オートバイ3、作業船1、瀬渡船1 計74隻	漁船4、遊漁船3、プレジャーボート3、貨物船1、 旅客船1、押船1 計13隻
死傷者等(人)	死亡6、重傷8、軽傷5 計19人	

上記事故のうち、東京(委員会事務局)及び神戸事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました。公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください。

### ① 貨物船A(101,932トン)乗揚

貨物船Aは、モーリシャス共和国モーリシャス島南東部の浅所に乗り揚げ、船体に座屈等を生じ、破口から燃料油約1,000tが流出し、沿岸を汚染した。

### ② プレジャーボートA(5トン未満)転覆

琵琶湖中部において、プレジャーボートAは、船首方から約2.0mの波を受けながら北西進中、水が船尾に滞留して船尾部が沈下し、船外機が停止したのち船首部に波を受けて転覆し、船長と同乗者が落水して、船長が死亡した。

海難防止への  
インフォメーション

## ① 貨物船A(101,932トン)乗揚

(貨物船Aは、モーリシャス島南東部の浅所に乗揚げ、破口から流出した燃料油が沿岸を汚染した)

## 【事故概要】

貨物船A(101,932トン、20人乗組、空倉)は、ブラジル連邦共和国トゥバラン港に向けてモーリシャス島東北東方沖を西南西進中、同島南東部の浅所に乗揚げ、船体に座屈等を生じ、破口から燃料油約1,000tが流出し、沿岸を汚染した

【発生日時】 令和2年7月25日19時25分ごろ(モーリシャス時間)

【発生場所】 モーリシャス島南東部

【死傷者】 なし

【損傷等】 座屈等が進展し、全損となった

【燃料油】 約1,000tが流出し、沿岸を汚染した



A船のECDIS画面(事故後に記録されたもの)

## 《原因・背景等》

- ◎ モーリシャス島の詳細な海岸線等が記載された海図等が入手されていない中、船長Aが航海計画を変更し、船長A及び当直航海士がスマートフォンの通信に意識を向けた状態で同島南東部の浅所に接近する針路で航行を続けた
- 船長Aは、スマートフォンの電波を受信する目的でモーリシャス島に接近する針路に航海計画を変更した
- A船は、モーリシャス島への入港予定がないので、同島付近の詳細な海図等を入手していなかった
- A船は、これまでもスマートフォンの電波を受信する目的で陸岸等への接近を繰り返していたものであり、乗組員全体の安全運航に関する意識が低下し、危険敢行性が高まっていた

## 《再発防止策》 (以下、乗組員に関する再発防止策のみ記載し、船舶所有者、船舶管理会社、用船者の安全運航に関する対応策については省略)

- (1) 乗組員は、私的な事由で陸岸等に接近するなどの不安全行動を取らないこと
- (2) 船長及び航海士は、沿岸海域を航行する場合、航行予定海域の適切な海図等の水路図誌を入手し、本船の安全が十分に確保されるような航海計画を立てるとともに、常時適切な見張り及び船位の確認を行って船舶の安全運航に努めること
- (3) 船長は、適切な人員で船橋当直要員を配置すること

《調査実施の経緯》 本事故については、SOLAS条約に基づく事故調査コード上の「非常に重大な海上事故」に該当するとともに、A船の船舶管理会社及び用船者が日本の企業であることから、同コードに基づき、日本も実質的な利害関係国として海上安全調査国となることについて、パナマ共和国(A船の旗国)及びモーリシャス共和国(本事故が発生した沿岸国)と協議を行った結果、パナマ共和国及びモーリシャス共和国から、日本が調査実施国になることについて合意が得られ、運輸安全委員会が現地調査を含む事故調査を実施することになった

海難防止への  
インフォメーション

## ② プレジャーボートA(5トン未満)転覆

(琵琶湖中部において、プレジャーボートAは、船首方から波を受けながら北西進中、転覆し、船長が死亡した)

## 【事故概要】

プレジャーボートA(5トン未満、1人乗組、同乗者1人)は、ブラックバス釣り(バスフィッシング)をするためのレンタルバスボートで、琵琶湖中部の釣り場からマリーナに向けて、船首方から約2.0mの波を受けながら北西進中、波を乗り越えるたびに船内に水が流入し、水が船尾に滞留して船尾部が沈下し、船外機が濡れて停止したのち、波を受けて転覆し、船長Aと同乗者が落水して、船長Aが死亡した

## 《原因・背景等》

- ◎ 強風注意報が発表されている状況下、船長Aが、昼に近づくにつれて風が強くなることを知っていたが、沖島西南西方の釣り場に向かったため、マリーナに戻ろうと沖島西方沖を船首方から約2.0mの波を受けながら北西進中、A船は、水が船尾に滞留して船尾部が沈下し、船外機が停止して左舷側に傾斜した後、船首部に波を受けて左舷側に転覆した
- 船長A及び同乗者は、本事故当日は昼に近づくにつれて風速が約6~7m/sになることは知っていたが、近江八幡市に強風注意報が発表されていることは知らなかった

## 《再発防止策》

- (1) 乾舷が小さいバスボートは、波の影響を受けやすいので、船長は、荒天が予想される場合には、出航を控え、出航した後に天候が悪化した場合には、早めに最寄りの港等に避難すること
- (2) 船長は、出航前に気象及び海象情報を入手する際、天気や風速を確認するだけでなく、警報及び注意報の発表状況も必ず確認すること
- (3) レンタルボートを操船する船長は、慣れない水域を航行する際、出航前にレンタルボート業者から避難港に関する情報を入手しておくこと。また、判断に迷ったらレンタルボート業者に連絡して判断を仰ぐこと
- (4) 乗船者は、定期的使用する膨張式救命胴衣のガスボンベの使用状況等の確認を行い、自動膨張しない場合の取扱方法を把握しておくこと

【発生日時】 令和5年3月2日 09時20分ごろ  
 【発生場所】 琵琶湖中部(滋賀県近江八幡市沖島西方沖)  
 【死傷者】 死亡1人(船長A)  
 【損傷等】 船外機に濡損

A船  
(船尾方から)A船  
(右舷船首方から)